

県土整備部各室課における建設関連業務の委託契約に係る簡易総合評価落札方式条件付一般競争入札試行要領の一部改正に係る新旧対照表

改 正 前	改 正 後
<p>県土整備部各室課における建設関連業務の委託契約に係る簡易総合評価落札方式条件付一般競争入札試行要領</p> <p style="text-align: center;">〔平成24年9月25日〕 〔建 技 第 3 7 5 号〕</p> <p>〔沿革〕平成24年9月25日付け建技第375号制定 平成25年5月15日付け建技第104号一部改正 平成25年10月22日付け建技第458号一部改正 平成28年3月16日付け建技第791号一部改正 平成29年3月27日付け建技第802号一部改正 平成30年3月16日付け建技第730号一部改正 平成31年3月15日付け建技第780号一部改正 令和元年9月9日付け建技第342号一部改正 令和2年4月10日付け建技第24号一部改正 令和3年3月30日付け建技第915号一部改正 令和4年1月11日付け建技第733号一部改正 令和4年3月28日付け建技第984号一部改正</p> <p>第1 [略] (定義)</p> <p>第2 この試行要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 電子入札システム <u>入札案件の登録から落札者の決定までの事務を、契約当事者の使用に係る電子計算機と入札しようとする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用して処理するシステムをいう。</u></p> <p>(2)～(4) [略]</p> <p>(5) 委託業務 建設関連業務の委託契約に係る条件付一般競争入札及び指名競争入札参加者の資格等に関する規程（昭和58年岩手県告示第1328号。以下「規程」という。）第2条第2号に規定する条件付一般競争入札、及び<u>広域振興局の経営企画部等並びに広域振興局以外の農林水産部及び県土整備部に属する地方公所における建設関連業務の委託契約に係る簡易総合評価落札方式条件付一般競争入札試行要綱（平成24年9月25日建技第376号。以下、「試行要綱」という。）</u>第2第3号に定める簡易総合評価落札方式の対象業務をいう。</p> <p>(6) 入札審議会 試行要綱第4に規定する<u>地方</u>競争入札審議会（以下「審議会」という。）をいう。</p> <p>(7)～(11) [略] (対象業務)</p> <p>第3 簡易総合評価落札方式の対象は、県土整備部が所管する建設関連業務のうち、次の（1）又は（2）に該当する業務を基本とする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>2 前項の業務に適用する評価方式及び評価項目は、次のとおりとする。</p> <p>民間企業の優れた技術力を活用し成果の品質をより高めることを期待する場合で、価格以外の評価項目を次のとおりとし、入札価格と総合的に評価する。</p> <p>(1) 簡易2型</p> <p style="margin-left: 20px;">① 技術提案評価項目A 企業及び予定管理技術者の技術能力及び実績</p> <p>(2) 簡易1型</p> <p style="margin-left: 20px;">① 技術提案評価項目A 企業及び予定管理技術者の技術能力及び実績</p> <p style="margin-left: 20px;">② 技術提案評価項目B ア 業務の実施方針 イ 特定テーマに対する技術提案</p> <p>(総合評価の方法)</p> <p>第4 簡易総合評価落札方式の評価方法は、価格及び技術力等の評価を点数化し、次の各号に掲げる区分ごとに当該各号に定めるとおり取り扱うものとする。</p> <p>(1) 価格評価点 次の算式により少数点第4位以下を切り捨てて算定する。</p>	<p>県土整備部各室課における建設関連業務の委託契約に係る簡易総合評価落札方式条件付一般競争入札試行要領</p> <p style="text-align: center;">〔平成24年9月25日〕 〔建 技 第 3 7 5 号〕</p> <p>〔沿革〕平成24年9月25日付け建技第375号制定 平成25年5月15日付け建技第104号一部改正 平成25年10月22日付け建技第458号一部改正 平成28年3月16日付け建技第791号一部改正 平成29年3月27日付け建技第802号一部改正 平成30年3月16日付け建技第730号一部改正 平成31年3月15日付け建技第780号一部改正 令和元年9月9日付け建技第342号一部改正 令和2年4月10日付け建技第24号一部改正 令和3年3月30日付け建技第915号一部改正 令和4年1月11日付け建技第733号一部改正 令和4年3月28日付け建技第984号一部改正 <u>令和5年2月27日付け建技第771号一部改正</u></p> <p>第1 [略] (定義)</p> <p>第2 この試行要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 電子入札システム <u>県土整備部各室課における建設関連業務の委託契約に係る簡易総合評価落札方式条件付一般競争入札試行要綱（平成24年9月25日建技第376号。以下「試行要綱」という。）第2第6号に規定するシステムをいう。</u></p> <p>(2)～(4) [略]</p> <p>(5) 委託業務 建設関連業務の委託契約に係る条件付一般競争入札及び指名競争入札参加者の資格等に関する規程（昭和58年岩手県告示第1328号。以下「規程」という。）第2条第2号に規定する条件付一般競争入札、及び<u>試行要綱</u>第2第3号に定める簡易総合評価落札方式の対象業務をいう。</p> <p>(6) 入札審議会 試行要綱第4に規定する競争入札審議会（以下「審議会」という。）をいう。</p> <p>(7)～(11) [略] (対象業務)</p> <p>第3 簡易総合評価落札方式の対象は、県土整備部が所管する建設関連業務のうち、次の（1）又は（2）に該当する業務を基本とする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>2 前項の業務に適用する評価方式及び評価項目は、次のとおりとする。</p> <p>民間企業の優れた技術力を活用し成果の品質をより高めることを期待する場合で、価格以外の評価項目を次のとおりとし、入札価格と総合的に評価する。</p> <p>(1) 簡易2型</p> <p style="margin-left: 20px;">ア 技術提案評価項目A 企業及び予定管理技術者の技術能力及び実績</p> <p>(2) 簡易1型</p> <p style="margin-left: 20px;">ア 技術提案評価項目A 企業及び予定管理技術者の技術能力及び実績</p> <p style="margin-left: 20px;">イ 技術提案評価項目B （ア）業務の実施方針 （イ）特定テーマに対する技術提案</p> <p>(総合評価の方法)</p> <p>第4 簡易総合評価落札方式の評価方法は、価格及び技術力等の評価を点数化し、次の各号に掲げる区分ごとに当該各号に定めるとおり取り扱うものとする。</p> <p>(1) 価格評価点 次の算式により少数点第4位以下を切り捨てて算定する。<u>ただし、入札価格が県土整備部各室課における建設関連業務の簡易総合評価落札方式条件付一般競争入札に係る失格基準価格制度に関する事務処理試行要領（平成24年9月25日建技第378号。以下「失格試行要領」という。）第3の規定による制度適用価格（以下「制度適用価格」という。）を下回った場合は、入札価格を制度適用価格に置き換えて算定する。</u></p>

改 正 前	改 正 後
<p style="text-align: center;">入札価格 価格評価点=100×(1 - <math>\frac{\text{入札価格}}{\text{予定価格}}</math>)</p>	<p style="text-align: center;">入札価格 価格評価点=100×(1 - <math>\frac{\text{入札価格}}{\text{予定価格}}</math>)</p>
<p>(2)・(3) [略] (入札参加資格)</p>	<p>(2)・(3) [略] (入札参加資格)</p>
<p>第5 入札参加資格は、次の各号に掲げるとおりとする。</p>	<p>第5 入札参加資格は、次の各号に掲げるとおりとする。</p>
<p>(1)～(3) [略]</p>	<p>(1)～(3) [略]</p>
<p>(4) 第9第1<u>号</u>に定める簡易総合評価落札方式条件付一般競争入札参加申請書の提出の日から落札決定の日までの期間に、岩手県から建設関連業務に係る指名停止等措置基準（平成18年6月6日制定。以下「措置基準」という。）に基づく指名停止措置を受けていない者であること。</p>	<p>(4) 第9第1<u>項</u>に定める簡易総合評価落札方式条件付一般競争入札参加申請書の提出の日から落札決定の日までの期間に、岩手県から建設関連業務に係る指名停止等措置基準（平成18年6月6日制定。以下「措置基準」という。）に基づく指名停止措置を受けていない者であること。</p>
<p>(5)・(6) [略]</p>	<p>(5)・(6) [略]</p>
<p>2 前項に定めるもののほか必要な入札参加資格は、委託業務ごとに入札審議会に審議させた<u>うえ</u>で建設技術振興課総括課長が定める。ただし、次のいずれかに該当する場合は入札審議会による審議を省略できるものとするが、省略する場合であっても、四半期に<u>一</u>回程度は入札審議会を開催し、入札参加資格の設定状況を確認すること。</p>	<p>2 前項に定めるもののほか必要な入札参加資格は、委託業務ごとに入札審議会に審議させた<u>上</u>で建設技術振興課総括課長が定める。ただし、次のいずれかに該当する場合は入札審議会による審議を省略できるものとするが、省略する場合であっても、四半期に<u>1</u>回程度は入札審議会を開催し、入札参加資格の設定状況を確認すること。</p>
<p>(1)・(2) [略]</p>	<p>(1)・(2) [略]</p>
<p>3・4 [略]</p>	<p>3・4 [略]</p>
<p>5 参入見込数の確認方法は、<u>測量調査設計</u>業務実績情報システム（テクリス）等の登録内容、規程第6条による名簿等によるものとする。ただし、入札審議会により認められた委託業務については、当該業種及び業務区分に係る現に有効な建設関連業務競争入札参加資格者名簿の登録者数をもって参入見込数とすることができるものとする。 (予定価格調書の取扱い)</p>	<p>5 参入見込数の確認方法は、業務実績情報システム（テクリス）等の登録内容、規程第6条による名簿等によるものとする。ただし、入札審議会により認められた委託業務については、当該業種及び業務区分に係る現に有効な建設関連業務競争入札参加資格者名簿の登録者数をもって参入見込数とすることができるものとする。 (予定価格調書の取扱い)</p>
<p>第6 業務担当の長は、予定価格を定めたときは、入札日の前日までに予定価格調書を建設技術振興課総括課長に送付するものとする。</p>	<p>第6 業務担当の長は、予定価格を定めたときは、入札日の前日までに予定価格調書を建設技術振興課総括課長に送付するものとする。</p>
<p>2 業務担当の長は、<u>予定価格調書には、県土整備部各室課における建設関連業務の簡易総合評価落札方式条件付一般競争入札に係る失格基準価格制度に関する事務処理試行要領（平成24年9月25日建技第378号。以下、「失格試行要領」という。）第3の規定による制度適用価格（以下「制度適用価格」という。）を記載するものとする。</u></p>	<p>2 業務担当の長は、<u>予定価格調書に制度適用価格を記載するものとする。</u></p>
<p>3 [略]</p>	<p>3 [略]</p>
<p>(入札公告)</p>	<p>(入札公告)</p>
<p>第7 知事は、対象委託業務について必要な入札条件等を付した<u>うえ</u>で、入札情報公開サービス又は<u>建設技術振興課</u>ホームページに、簡易総合評価落札方式条件付一般競争入札公告（様式第1-1号又は第1-2号。以下「入札公告」という。）により公告を行うものとする。</p>	<p>第7 知事は、対象委託業務について必要な入札条件等を付した<u>上</u>で、入札情報公開サービス又は<u>県</u>ホームページに、簡易総合評価落札方式条件付一般競争入札公告（様式第1-1号又は第1-2号。以下「入札公告」という。）により公告を行うものとする。</p>
<p>(入札書の提出方法)</p>	<p>(入札書の提出方法)</p>
<p>第8 知事は、入札に参加を希望する者（以下「入札参加希望者」という。）に対し、入札書を電子入札システムにより提出させるものとする。ただし、紙入札による場合、建設技術振興課総括課長から紙入札の承諾を得た場合又は紙入札に切り替える旨の指示があった場合は、入札公告又はその指示に従い紙媒体で<u>持参のうえ</u>提出させることができるものとする。</p>	<p>第8 知事は、入札に参加を希望する者（以下「入札参加希望者」という。）に対し、入札書を電子入札システムにより提出させるものとする。ただし、紙入札による場合、建設技術振興課総括課長から紙入札の承諾を得た場合又は紙入札に切り替える旨の指示があった場合は、入札公告又はその指示に従い紙媒体で提出させることができるものとする。</p>
<p>第9・第10 [略]</p>	<p>第9・第10 [略]</p>
<p>(入札説明書等の交付)</p>	<p>(入札説明書等の交付)</p>
<p>第11 建設技術振興課総括課長は、入札参加希望者に対し、申請期限までの間、簡易型総合評価落札方式条件付一般競争入札説明書（試行）（様式第4号）、簡易型総合評価落札方式条件付一般競争入札心得（試行）（様式第5号）、縦覧に付す設計書等及び関係様式等を<u>電子入札システムホームページ</u>又は<u>建設技術振興課</u>ホームページ上で配付するものとする。</p>	<p>第11 建設技術振興課総括課長は、入札参加希望者に対し、申請期限までの間、簡易型総合評価落札方式条件付一般競争入札説明書（試行）（様式第4号）、簡易型総合評価落札方式条件付一般競争入札心得（試行）（様式第5号）、縦覧に付す設計書等及び関係様式等を<u>入札情報公開サービス</u>又は<u>県</u>ホームページ上で配付するものとする。</p>
<p>(基本的事項の確認)</p>	<p>(基本的事項の確認)</p>
<p>第12 知事は、申請書を提出した者（以下「申請者」という。）の登録業務及び営業所所在地等の充足状況など（以下「基本的事項」という。）の確認を行い、その結果を簡易総合評価落札方式条件付一般競争入札参加資格基本事項確認結果通知書（様式第6-1号又は第6-2号。以下「確認結果通知書」という。）により、原則として申請期限の日の翌日から起算して2日以内（岩手県の休日に関する条例（平成元年岩手県条例第1号）に規定する県の休日（以下「休日」という。）を除く。）に申請者に通知するものとする。</p>	<p>第12 知事は、申請書を提出した者（以下「申請者」という。）の登録業務及び営業所所在地等の充足状況など（以下「基本的事項」という。）の確認を行い、その結果を簡易総合評価落札方式条件付一般競争入札参加資格基本事項確認結果通知書（様式第6-1号又は第6-2号。以下「確認結果通知書」という。）により、原則として申請期限の日の翌日から起算して2日以内（岩手県の休日に関する条例（平成元年岩手県条例第1号）に規定する県の休日（以下「休日」という。）を除く。）に申請者に通知するものとする。</p>
<p>2・3 [略]</p>	<p>2・3 [略]</p>
<p>4 第1項の確認の結果、入札参加資格要件を満たさない旨の通知書を受領した者は、その通知を受けた日の翌日から起算して5日以内（休日を除く。）に、県営建設工事入札契約苦情対応要領の規定に準じ、苦</p>	<p>4 第1項の確認の結果、入札参加資格要件を満たさない旨の通知書を受領した者は、その通知を受けた日の翌日から起算して5日以内（休日を除く。）に、県営建設工事入札契約苦情対応要領（<u>平成15年7月30</u></p>

改 正 前	改 正 後
<p>情申立てをすることができる。</p> <p>5 [略]</p> <p>第13～第15 [略] (入札不参)</p> <p>第16 入札参加者は、やむを得ない事情により入札に参加できない場合は、入札に参加しないことができる。</p> <p>2 前項の場合において、入札参加者は<u>地方公所の長</u>に対して事前に申し出ることを要しないものとする。</p> <p>3 [略] (開札及び資格審査書類の提出)</p> <p>第17 開札及び総合評価点の算定は、入札公告に示す日時及び場所において行うものとする。</p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 入札執行者は、開札後、落札者の決定を保留し、予定価格の制限の範囲内で、失格試行要領第6の規定による失格基準価格により失格と判断された者を除き、総合評価点の最も高い者(以下「落札候補者」という。)を公表の<u>うえ</u>、入札参加に必要な資格の確認(以下「資格審査」という。)を行った<u>うえ</u>で、後日落札者を決定する旨を入札参加者に通知するものとする。</p> <p>5・6 [略]</p> <p>7 前項の書類は、提出の指示を行った日の翌日から起算して2日目の日(休日を除く。)午後5時までに<u>持参により</u>提出させるものとする。</p> <p>8 [略] (技術提案項目A確認資料の提出)</p> <p>第18 知事は、技術提案評価項目Aの審査のため、落札候補者に対し第17第6項に定める書類に併せて、次の各号に定める書類を提出させるものとする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>2 前項の書類は、提出の指示を行った日の翌日から起算して2日目の日(休日を除く。)午後5時までに<u>持参により</u>提出させるものとする。</p> <p>3 [略] (入札参加資格の審査)</p> <p>第19 建設技術振興課総括課長は、第17第6項の書類により落札候補者の入札参加資格の有無について審査を行い、審査の結果、落札候補者が資格を有していない場合は次順位者を審査し、以後順次適格者が確認できるまで審査を行うものとする。</p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 前項の確認に当たっては、建設技術振興課総括課長は、落札候補者の入札参加資格の審査後に、当該落札候補者の入札参加資格について、疑義が生じた場合は入札審議会に審議させた<u>うえ</u>で、当該落札候補者の入札参加資格を確認するものとする。</p> <p><u>5 前項ただし書の場合であっても、入札参加資格の審査で疑義が生じたとき、落札候補者が入札参加資格を満たしていないと認められるとき又は予定価格が1億5000万円以上の業務のときは、入札審議会に審議させたうえで確認するものとする。</u></p> <p>(技術提案評価項目Aの審査)</p> <p>第20 業務担当の長は、第18第1項の書類により、技術評価基準に基づき技術提案評価項目Aの審査を行うものとする。</p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 建設技術振興課総括課長は、前項の修正により総合評価点の最も高い者が変更となった場合には、その者を落札候補者とした<u>うえ</u>で、第17第6項から前項までの手続を行うものとする。</p> <p>5 [略] (落札者の決定又は入札参加資格不適格の決定)</p> <p>第21 知事は、落札候補者が入札参加資格を有していることを確認したときは、落札者として決定の<u>うえ</u>、当該落札者に簡易総合評価落札方式条件付一般競争入札落札通知書(様式第10号)により通知し、契約締結に必要な書類の提出を指示するものとする。また、入札参加者に対して、落札者を決定したことを落札者決定通知(様式第11号)により通知するものとする。</p> <p>2・3 [略] (入札参加資格がないと認められた者に対する苦情対応)</p> <p>第22 入札参加資格不適格通知書を受理した者が入札参加資格がないと決定されたことに不服があるとき</p>	<p><u>日制定</u>の規定に準じ、苦情申立てをすることができる。</p> <p>5 [略]</p> <p>第13～第15 [略] (入札不参)</p> <p>第16 入札参加者は、やむを得ない事情により入札に参加できない場合は、入札に参加しないことができる。</p> <p>2 前項の場合において、入札参加者は<u>知事</u>に対して事前に申し出ることを要しないものとする。</p> <p>3 [略] (開札及び資格審査書類の提出)</p> <p>第17 開札及び総合評価点の算定は、入札公告に示す日時及び場所において行うものとする。</p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 入札執行者は、開札後、落札者の決定を保留し、予定価格の制限の範囲内で、失格試行要領第6の規定による失格基準価格により失格と判断された者を除き、総合評価点の最も高い者(以下「落札候補者」という。)を公表の<u>上</u>、入札参加に必要な資格の確認(以下「資格審査」という。)を行った<u>上</u>で、後日落札者を決定する旨を入札参加者に通知するものとする。</p> <p>5・6 [略]</p> <p>7 前項の書類は、提出の指示を行った日の翌日から起算して2日目の日(休日を除く。)午後5時までに提出させるものとする。</p> <p>8 [略] (技術提案項目A確認資料の提出)</p> <p>第18 知事は、技術提案評価項目Aの審査のため、落札候補者に対し第17第6項に定める書類に併せて、次の各号に定める書類を提出させるものとする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>2 前項の書類は、提出の指示を行った日の翌日から起算して2日目の日(休日を除く。)午後5時までに提出させるものとする。</p> <p>3 [略] (入札参加資格の審査)</p> <p>第19 建設技術振興課総括課長は、第17第6項の書類により落札候補者の入札参加資格の有無について審査を行い、審査の結果、落札候補者が資格を有していない場合は次順位者を審査し、以後順次適格者が確認できるまで審査を行うものとする。</p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 前項の確認に当たっては、建設技術振興課総括課長は、落札候補者の入札参加資格の審査後に、当該落札候補者の入札参加資格について、疑義が生じた場合は入札審議会に審議させた<u>上</u>で、当該落札候補者の入札参加資格を確認するものとする。</p> <p>(技術提案評価項目Aの審査)</p> <p>第20 業務担当の長は、第18第1項の書類により、技術評価基準に基づき技術提案評価項目Aの審査を行うものとする。</p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 建設技術振興課総括課長は、前項の修正により総合評価点の最も高い者が変更となった場合には、その者を落札候補者とした<u>上</u>で、第17第6項から前項までの手続を行うものとする。</p> <p>5 [略] (落札者の決定又は入札参加資格不適格の決定)</p> <p>第21 知事は、落札候補者が入札参加資格を有していることを確認したときは、落札者として決定の<u>上</u>、当該落札者に簡易総合評価落札方式条件付一般競争入札落札通知書(様式第10号)により通知し、契約締結に必要な書類の提出を指示するものとする。また、入札参加者に対して、落札者を決定したことを落札者決定通知(様式第11号)により通知するものとする。</p> <p>2・3 [略] (入札参加資格がないと認められた者に対する苦情対応)</p> <p>第22 入札参加資格不適格通知書を受理した者が入札参加資格がないと決定されたことに不服があるとき</p>

改 正 前		改 正 後	
<p>は、当該通知書を受理した日の翌日から起算して5日（休日を除く。）以内に、県営建設工事入札契約苦情対応要領の規定に準じて、苦情申立をすることができる。</p> <p>2 [略]</p> <p>第23・第24 [略]</p> <p>(入札結果等の公表)</p> <p>第25 建設技術振興課総括課長は、予定価格を除く対象業務の入札結果を落札決定の日の翌日（休日を除く。）までに入札情報公開サービスに掲載するとともに、閲覧により公表するものとする。</p> <p>2 対象委託業務の契約が完了した場合、業務担当の長は、入札結果等の公表については、競争入札及び随意契約の情報の公表に係る要綱により行うものとする。</p> <p>3 [略]</p> <p>第26～第28 [略]</p>		<p>は、当該通知書を受理した日の翌日から起算して5日（休日を除く。）以内に、県営建設工事入札契約苦情対応要領 <u>(平成15年7月30日制定)</u> の規定に準じて、苦情申立をすることができる。</p> <p>2 [略]</p> <p>第23・第24 [略]</p> <p>(入札結果等の公表)</p> <p>第25 建設技術振興課総括課長は、予定価格を除く対象業務の入札結果を落札決定の日の翌日（休日を除く。）までに入札情報公開サービスに掲載するとともに、閲覧により公表するものとする。</p> <p>2 対象委託業務の契約が完了した場合、業務担当の長は、入札結果等の公表については、競争入札及び随意契約の情報の公表に係る要綱 <u>(平成20年3月10日制定)</u> により行うものとする。</p> <p>3 [略]</p> <p>第26～第28 [略]</p>	
備考	改正部分は、下線の部分である		

附 則（令和5年2月27日付け建技第771号）

- 1 この試行要領は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この試行要領の施行前に行われた公告に係る入札については、なお従前の例による。

県土整備部各室課における建設関連業務の委託契約に係る簡易総合評価落札方式条件付一般競争入札技術評価基準（試行）の一部改正に係る新旧対照表

改 正 前	改 正 後																												
<p>県土整備部各室課における建設関連業務の委託契約に係る簡易総合評価落札方式条件付一般競争入札技術評価基準（試行）</p> <p style="text-align: center;">〔平成24年9月25日 建 技 第 3 7 7 号〕</p> <p>〔沿革〕平成24年9月25日付け建技第377号制定 平成25年5月15日付け建技第104号一部改正 平成28年3月16日付け建技第791号一部改正 平成30年3月16日付け建技第730号一部改正 平成31年3月15日付け建技第780号一部改正 令和2年9月24日付け建技第401号一部改正 令和3年3月30日付け建技第915号一部改正 令和4年1月11日付け建技第733号一部改正</p> <p>（趣旨）</p> <p>第1 この評価基準（試行）は、県土整備部各室課における建設関連業務の委託契約に係る簡易総合評価落札方式条件付一般競争入札試行要綱（（平成24年9月25日建技第376号。以下「試行要領」という。）の規定に基づき、技術評価の基準を定めるものとする。</p> <p>第2 [略]</p> <p>（技術評価点の算定方法）</p> <p>第3 評価方法における技術評価点は、次の算定式によって算出するものとする。</p> <p>（1）簡易2型 技術評価点（<u>20</u>点）＝技術提案評価項目A（10点）×<u>2</u></p> <p>（2）簡易1型 技術評価点（<u>20</u>点）＝技術提案評価項目A（10点）＋技術提案評価項目B（10点）</p> <p>（技術評価）</p> <p>第4 技術提案書については、次の各号により技術提案の評価を行うものとする。</p> <p>（1） [略]</p> <p>（2） <u>部等業務担当の長又は公所業務担当の長（以下「業務担当の長」という。）</u>は、開札後に落札候補者から提出される書類により当該者の技術提案評価項目Aの審査を行うものとする。なお、自己評価点に根拠がない場合又は錯誤があった場合等の取扱いは、別紙3によるものとする。</p> <p>（3） [略]</p> <p>（4） 次のいずれかに該当する場合は、技術評価点（技術提案評価項目A及び技術提案評価項目B）を0点とする。</p> <p>ア 技術提案評価項目Bが0点と評価された場合</p> <p>イ 技術提案評価項目Bにおいて、提案枚数（業務の実施方針及び特定テーマに対する技術提案<u>A4</u>判各1枚）を超過していた場合</p> <p>ウ 技術提案評価項目Bにおいて、記入文字の大きさが10ポイント未満の場合</p> <p>エ 技術提案評価項目Bにおいて、提案内容の実現性を裏付ける根拠となる資料について、添付制限枚数（<u>A4</u>判 1枚）を超過していた場合</p> <p>（5） [略]</p> <p>別紙1</p> <p style="text-align: center;">評価基準及び配点（技術提案評価項目A）</p> <p>1 企業の評価（4.4点）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;"></th> <th style="width: 60%;">評価項目</th> <th style="width: 20%;">評価基準</th> <th style="width: 10%;">評価点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center; vertical-align: middle;">技術力と経営品質等 (20点)</td> <td rowspan="3">ア 業務実績 元請けとして、国、岩手県、岩手県内市町村、岩手県土地改良事業団体連合会、岩手県土地開発公社、特殊法人等又は公益財団法人が発注(*)した同種業務の岩手県内における実績を評価する。 ○年4月1日以降に完了し、申請期限の日までに引き渡しを完了した業務を対象とする。（注：「○年4月1日」は、当該入札公告を行った日の属する年度の前年度から起算して10年前の年度の4月1日） (*)簡易総合評価点算定基準において、発注元を問わない旨の条件が示されている場合はこの限りではない。</td> <td>5件以上の実績がある</td> <td style="text-align: center;">0.8</td> </tr> <tr> <td><u>1件以上4件以下の実績がある</u></td> <td style="text-align: center;"><u>0.4</u></td> </tr> <tr> <td>実績がない</td> <td style="text-align: center;">0.0</td> </tr> </tbody> </table>		評価項目	評価基準	評価点	技術力と経営品質等 (20点)	ア 業務実績 元請けとして、国、岩手県、岩手県内市町村、岩手県土地改良事業団体連合会、岩手県土地開発公社、特殊法人等又は公益財団法人が発注(*)した同種業務の岩手県内における実績を評価する。 ○年4月1日以降に完了し、申請期限の日までに引き渡しを完了した業務を対象とする。（注：「○年4月1日」は、当該入札公告を行った日の属する年度の前年度から起算して10年前の年度の4月1日） (*)簡易総合評価点算定基準において、発注元を問わない旨の条件が示されている場合はこの限りではない。	5件以上の実績がある	0.8	<u>1件以上4件以下の実績がある</u>	<u>0.4</u>	実績がない	0.0	<p>県土整備部各室課における建設関連業務の委託契約に係る簡易総合評価落札方式条件付一般競争入札技術評価基準（試行）</p> <p style="text-align: center;">〔平成24年9月25日 建 技 第 3 7 7 号〕</p> <p>〔沿革〕平成24年9月25日付け建技第377号制定 平成25年5月15日付け建技第104号一部改正 平成28年3月16日付け建技第791号一部改正 平成30年3月16日付け建技第730号一部改正 平成31年3月15日付け建技第780号一部改正 令和2年9月24日付け建技第401号一部改正 令和3年3月30日付け建技第915号一部改正 令和4年1月11日付け建技第733号一部改正 <u>令和5年2月27日建技第771号一部改正</u></p> <p>（趣旨）</p> <p>第1 この評価基準（試行）は、県土整備部各室課における建設関連業務の委託契約に係る簡易総合評価落札方式条件付一般競争入札試行要領（（平成24年9月25日建技第375号。以下「試行要領」という。）の規定に基づき、技術評価の基準を定めるものとする。</p> <p>第2 [略]</p> <p>（技術評価点の算定方法）</p> <p>第3 評価方法における技術評価点は、次の算定式によって算出するものとする。</p> <p>（1）簡易2型 技術評価点（<u>15</u>点）＝技術提案評価項目A（10点）×<u>1.5</u></p> <p>（2）簡易1型 技術評価点（<u>30</u>点）＝技術提案評価項目A（10点）×<u>1.5</u>＋技術提案評価項目B（10点）×<u>1.5</u></p> <p>（技術評価）</p> <p>第4 技術提案書については、次の各号により技術提案の評価を行うものとする。</p> <p>（1） [略]</p> <p>（2） <u>建設関連業務を発注する各室課の長（以下「業務担当の長」という。）</u>は、開札後に落札候補者から提出される書類により当該者の技術提案評価項目Aの審査を行うものとする。なお、自己評価点に根拠がない場合又は錯誤があった場合等の取扱いは、別紙3によるものとする。</p> <p>（3） [略]</p> <p>（4） 次のいずれかに該当する場合は、技術評価点（技術提案評価項目A及び技術提案評価項目B）を0点とする。</p> <p>ア 技術提案評価項目Bが0点と評価された場合</p> <p>イ 技術提案評価項目Bにおいて、提案枚数（業務の実施方針及び特定テーマに対する技術提案<u>A4</u>判各1枚）を超過していた場合</p> <p>ウ 技術提案評価項目Bにおいて、記入文字の大きさが10ポイント未満の場合</p> <p>エ 技術提案評価項目Bにおいて、提案内容の実現性を裏付ける根拠となる資料について、添付制限枚数（<u>A4</u>判 1枚）を超過していた場合</p> <p>（5） [略]</p> <p>別紙1</p> <p style="text-align: center;">評価基準及び配点（技術提案評価項目A）</p> <p>1 企業の評価（4.4点）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;"></th> <th style="width: 60%;">評価項目</th> <th style="width: 20%;">評価基準</th> <th style="width: 10%;">評価点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center; vertical-align: middle;">技術力と経営品質等 (20点)</td> <td rowspan="3">ア 業務実績 元請けとして、国、岩手県、岩手県内市町村、岩手県土地改良事業団体連合会、岩手県土地開発公社、特殊法人等又は公益財団法人が発注(*)した同種業務の岩手県内における実績を評価する。 ○年4月1日以降に完了し、申請期限の日までに引き渡しを完了した業務を対象とする。（注：「○年4月1日」は、当該入札公告を行った日の属する年度の前年度から起算して10年前の年度の4月1日） (*)簡易総合評価点算定基準において、発注元を問わない旨の条件が示されている場合はこの限りではない。</td> <td>5件以上の実績がある</td> <td style="text-align: center;">0.8</td> </tr> <tr> <td><u>3件又は4件の実績がある</u></td> <td style="text-align: center;"><u>0.6</u></td> </tr> <tr> <td><u>1件又は2件の実績がある</u></td> <td style="text-align: center;"><u>0.3</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td>実績がない</td> <td></td> <td style="text-align: center;">0.0</td> </tr> </tbody> </table>		評価項目	評価基準	評価点	技術力と経営品質等 (20点)	ア 業務実績 元請けとして、国、岩手県、岩手県内市町村、岩手県土地改良事業団体連合会、岩手県土地開発公社、特殊法人等又は公益財団法人が発注(*)した同種業務の岩手県内における実績を評価する。 ○年4月1日以降に完了し、申請期限の日までに引き渡しを完了した業務を対象とする。（注：「○年4月1日」は、当該入札公告を行った日の属する年度の前年度から起算して10年前の年度の4月1日） (*)簡易総合評価点算定基準において、発注元を問わない旨の条件が示されている場合はこの限りではない。	5件以上の実績がある	0.8	<u>3件又は4件の実績がある</u>	<u>0.6</u>	<u>1件又は2件の実績がある</u>	<u>0.3</u>		実績がない		0.0
	評価項目	評価基準	評価点																										
技術力と経営品質等 (20点)	ア 業務実績 元請けとして、国、岩手県、岩手県内市町村、岩手県土地改良事業団体連合会、岩手県土地開発公社、特殊法人等又は公益財団法人が発注(*)した同種業務の岩手県内における実績を評価する。 ○年4月1日以降に完了し、申請期限の日までに引き渡しを完了した業務を対象とする。（注：「○年4月1日」は、当該入札公告を行った日の属する年度の前年度から起算して10年前の年度の4月1日） (*)簡易総合評価点算定基準において、発注元を問わない旨の条件が示されている場合はこの限りではない。	5件以上の実績がある	0.8																										
		<u>1件以上4件以下の実績がある</u>	<u>0.4</u>																										
		実績がない	0.0																										
	評価項目	評価基準	評価点																										
技術力と経営品質等 (20点)	ア 業務実績 元請けとして、国、岩手県、岩手県内市町村、岩手県土地改良事業団体連合会、岩手県土地開発公社、特殊法人等又は公益財団法人が発注(*)した同種業務の岩手県内における実績を評価する。 ○年4月1日以降に完了し、申請期限の日までに引き渡しを完了した業務を対象とする。（注：「○年4月1日」は、当該入札公告を行った日の属する年度の前年度から起算して10年前の年度の4月1日） (*)簡易総合評価点算定基準において、発注元を問わない旨の条件が示されている場合はこの限りではない。	5件以上の実績がある	0.8																										
		<u>3件又は4件の実績がある</u>	<u>0.6</u>																										
		<u>1件又は2件の実績がある</u>	<u>0.3</u>																										
	実績がない		0.0																										

改正前		後		
イ 業務成績評価 岩手県発注業務のうち、成績評価を実施している同種業務の委託業務成績評価点の最高点で評価する。 ○年4月1日以降に完了し、申請期限の日までに引き渡し完了した業務を対象とする。(注:「○年4月1日」は、当該入札公告を行った日の属する年度の前年度から起算して5年前の年度の4月1日) なお、対象の評価点がない場合は、評価点を0点とする。	90点以上	0.8	90点以上	0.8
	85点以上90点未満	0.5	85点以上90点未満	0.6
	80点以上85点未満	0.2	80点以上85点未満	0.3
	上記以外の場合	0.0	上記以外の場合	0.0
ウ 経営品質等の取組 以下に示す2項目のいずれかの実績があれば評価する。 ① 申請期限の日現在有効な「ISO9001」の認証取得又は「ISO14001」の認証取得若しくは「いわて地球環境にやさしい事業所」(3つ星以上)の認定 ② 申請期限の日現在有効な「えるぼし・プラチナえるぼし」の認定若しくは「いわて女性活躍認定企業等」の認定又は「くるみん・プラチナくるみん」の認定若しくは「いわて子育てにやさしい企業等」の認証	2項目該当あり	0.2	2項目該当あり	0.2
	1項目該当あり	0.1	1項目該当あり	0.1
	該当なし	0.0	該当なし	0.0
エ 若手技術者又は女性技術者の配置の有無 同種業務の管理技術者等として、若手技術者又は女性技術者を配置する場合に評価する。 なお、若手技術者とは、申請期限の日において、満40歳をむかえていない者とする。	管理技術者等への配置	0.2	管理技術者等への配置	0.2
	上記以外の場合	0.0	上記以外の場合	0.0

改正前		後		
イ 業務成績評価 岩手県発注業務のうち、成績評価を実施している同種業務の委託業務成績評価点の最高点で評価する。 ○年4月1日以降に完了し、申請期限の日までに引き渡し完了した業務を対象とする。(注:「○年4月1日」は、当該入札公告を行った日の属する年度の前年度から起算して5年前の年度の4月1日) なお、対象の評価点がない場合は、評価点を0点とする。	90点以上	0.8	90点以上	0.8
	85点以上90点未満	0.5	85点以上90点未満	0.6
	80点以上85点未満	0.2	80点以上85点未満	0.3
	上記以外の場合	0.0	上記以外の場合	0.0
ウ 経営品質等の取組 以下に示す2項目のいずれかの実績があれば評価する。 ① 申請期限の日現在有効な「ISO9001」の認証取得又は「ISO14001」の認証取得若しくは「いわて地球環境にやさしい事業所」(3つ星以上)の認定 ② 申請期限の日現在有効な「えるぼし・プラチナえるぼし」の認定若しくは「いわて女性活躍認定企業等」の認定又は「くるみん・プラチナくるみん」の認定若しくは「いわて子育てにやさしい企業等」の認証	2項目該当あり	0.2	2項目該当あり	0.2
	1項目該当あり	0.1	1項目該当あり	0.1
	該当なし	0.0	該当なし	0.0
エ 若手技術者又は女性技術者の配置の有無 同種業務の管理技術者等として、若手技術者又は女性技術者を配置する場合に評価する。 なお、若手技術者とは、申請期限の日において、満40歳をむかえていない者とする。	管理技術者等への配置	0.2	管理技術者等への配置	0.2
	上記以外の場合	0.0	上記以外の場合	0.0

評価項目		評価基準	評価点
地域精通度 (1.8点)	オ 地域内拠点の有無 業務委託箇所と本店の所在地に基づき評価する。	業務委託箇所の広域振興局管内に本店を有する	1.0
		県内に本店を有する	0.5
		上記以外の場合	0.0
	カ 業務委託箇所における業務実績 元請けとして、国、岩手県、岩手県内市町村、岩手県土地改良事業団体連合会、岩手県土地開発公社、特殊法人等又は公益財団法人が発注(*)した同種業務の実績を評価する。 ○年4月1日以降に完了し、申請期限の日までに引き渡し完了した業務を対象とする。(注:「○年4月1日」は、当該入札公告を行った日の属する年度の前年度から起算して5年前の年度の4月1日) (*)簡易総合評価点算定基準において、発注元を問わない旨の条件が示されている場合はこの限りではない。	業務委託箇所の広域振興局管内で実績がある	0.8
		県内で実績がある	0.4
		上記以外の場合	0.0
地域貢献度 (0.6点)	キ 災害協定に基づく災害活動の実績 岩手県、岩手県土地改良事業団体連合会又は(公財)岩手県土木技術振興協会と業界団体の2者で締結した災害協定があり、協定に基づいて活動した実績がある。 ○年4月1日以降に活動した実績を対象とする(注:「○年4月1日」は、当該入札公告を行った日の属する年度の前年度から起算して5年前の年度の4月1日)	協定に基づく災害活動の実績あり	0.6
		協定締結あり	0.3
		協定に基づく災害活動の実績及び協定締結なし	0.0
		評価点計	4.4

評価項目		評価基準	評価点
地域精通度 (1.8点)	オ 地域内拠点の有無 業務委託箇所と本店の所在地に基づき評価する。	業務委託箇所の広域振興局管内に本店を有する	1.0
		県内に本店を有する	0.5
		上記以外の場合	0.0
	カ 業務委託箇所における業務実績 元請けとして、国、岩手県、岩手県内市町村、岩手県土地改良事業団体連合会、岩手県土地開発公社、特殊法人等又は公益財団法人が発注(*)した同種業務の実績を評価する。 ○年4月1日以降に完了し、申請期限の日までに引き渡し完了した業務を対象とする。(注:「○年4月1日」は、当該入札公告を行った日の属する年度の前年度から起算して5年前の年度の4月1日) (*)簡易総合評価点算定基準において、発注元を問わない旨の条件が示されている場合はこの限りではない。	業務委託箇所の広域振興局管内で実績がある	0.8
		県内で実績がある	0.4
		上記以外の場合	0.0
地域貢献度 (0.6点)	キ 災害協定に基づく災害活動の実績 岩手県、岩手県土地改良事業団体連合会又は(公財)岩手県土木技術振興協会と業界団体の2者で締結した災害協定があり、協定に基づいて活動した実績がある。 ○年4月1日以降に活動した実績を対象とする(注:「○年4月1日」は、当該入札公告を行った日の属する年度の前年度から起算して5年前の年度の4月1日)	協定に基づく災害活動の実績あり	0.6
		協定締結あり	0.3
		協定に基づく災害活動の実績及び協定締結なし	0.0
		評価点計	4.4

2 配置予定管理技術者等の評価 (5.6点)

評価項目	評価基準	評価点
------	------	-----

2 配置予定管理技術者等の評価 (5.6点)

評価項目	評価基準	評価点
------	------	-----

改正前		改正後	
資格の保有 (1.2点)	(測量の場合) ク 配置予定管理技術者等の資格 申請期限の日現在における配置予定管理技術者等の資格の保有状況を評価する。	測量士を保有している。	1.2
		上記以外の場合	0.0
	(地質調査、調査・計画又は設計業務の場合) ク 配置予定管理技術者等の資格 申請期限の日現在における配置予定管理技術者等の資格の保有状況を評価する。	技術士（総合技術監理部門（該当選択科目））又は技術士（該当技術部門）を保有している。	1.2
		RCCM（該当技術部門）を保有している。 上記のほか、農業土木にあつては農業土木技術管理士又は畑地かんがい技士（畑地かんがい業務に限る）、森林土木にあつては林業技士を保有している。	0.6
		上記以外の場合	0.0
	(補償の場合) ク 配置予定管理技術者等の資格 申請期限の日現在における配置予定管理技術者等の資格の保有状況を評価する。	各業種区分において次の技術者を保有している。 【国有林野】 測量士又は補償業務管理士（該当部門）のいずれか 【用地測量】【物件営業等】【事業損失】【土地評価】【補償関連】 補償業務管理士（該当部門）。ただし、土地改良業務については、補償業務管理士（当該部門）又は土地改良補償業務管理者。	1.2
		該当部門業務実務経験7年以上の者又は補償コンサルタント登録規程第3条第1号ロに該当する者（該当部門）	0.6
		上記以外の場合	0.0
	(建築の場合) ク 配置予定管理技術者等の資格 申請期限の日現在における配置予定管理技術者等の資格の保有状況を評価する。	一級建築士を保有している。	1.2
		二級建築士を保有している。	0.6
		上記以外の場合	0.0

改正前		改正後	
資格の保有 (1.2点)	(測量の場合) ク 配置予定管理技術者等の資格 申請期限の日現在における配置予定管理技術者等の資格の保有状況を評価する。	測量士を保有している。	1.2
		上記以外の場合	0.0
	(地質調査、調査・計画又は設計業務の場合) ク 配置予定管理技術者等の資格 申請期限の日現在における配置予定管理技術者等の資格の保有状況を評価する。	技術士（総合技術監理部門（該当選択科目））又は技術士（該当技術部門）を保有している。	1.2
		RCCM（該当技術部門）を保有している。 上記のほか、農業土木にあつては農業土木技術管理士又は畑地かんがい技士（畑地かんがい業務に限る）、森林土木にあつては林業技士を保有している。	0.6
		上記以外の場合	0.0
	(補償の場合) ク 配置予定管理技術者等の資格 申請期限の日現在における配置予定管理技術者等の資格の保有状況を評価する。	各業種区分において次の技術者を保有している。 【国有林野】 測量士又は補償業務管理士（該当部門）のいずれか 【用地測量】【物件営業等】【事業損失】【土地評価】【補償関連】 補償業務管理士（該当部門）。ただし、土地改良業務については、補償業務管理士（当該部門）又は土地改良補償業務管理者。	1.2
		該当部門業務実務経験7年以上の者又は補償コンサルタント登録規程第3条第1号ロに該当する者（該当部門）	0.6
		上記以外の場合	0.0
	(建築の場合) ク 配置予定管理技術者等の資格 申請期限の日現在における配置予定管理技術者等の資格の保有状況を評価する。	一級建築士を保有している。	1.2
		二級建築士を保有している。	0.6
		上記以外の場合	0.0

目項価評		評価基準	評価点
業務執行技術力 (2点)	ケ 配置予定管理技術者等の業務実績 元請けとして、国、岩手県、岩手県内市町村、岩手県土地改良事業団体連合会、岩手県土地開発公社、特殊法人等又は公益財団法人が発注(*)した同種業務のうち、配置予定管理技術者等が管理技術者等又は担当技術者として従事した岩手県内における実績を評価する。 ○年4月1日以降に完了し、申請期限の日までに引き渡し完了した業務を対象とする。(注:「○年4月1日」は、当該入札公告を行った日の属する年度の前年度から起算して10年前の年度の4月1日) (*)簡易総合評価点算定基準において、発注元を問わない旨の条件が示されている場合はこの限りではない。	5件以上の実績がある	1.0
		<u>3件以上4件以下の実績がある</u>	0.5
		上記以外の場合	0.0
コ 配置予定管理技術者等の業務成績評定 岩手県発注業務のうち成績評定を実施している同種業務で、配置予定管理技術者等が管理技術者等又は担当技術者として従事した業	90点以上	1.0	
	85点以上90点未満	0.6	
	80点以上85点未満	0.3	

評価項目		評価基準	評価点
業務執行技術力 (2点)	ケ 配置予定管理技術者等の業務実績 元請けとして、国、岩手県、岩手県内市町村、岩手県土地改良事業団体連合会、岩手県土地開発公社、特殊法人等又は公益財団法人が発注(*)した同種業務のうち、配置予定管理技術者等が管理技術者等又は担当技術者として従事した岩手県内における実績を評価する。 ○年4月1日以降に完了し、申請期限の日までに引き渡し完了した業務を対象とする。(注:「○年4月1日」は、当該入札公告を行った日の属する年度の前年度から起算して10年前の年度の4月1日) (*)簡易総合評価点算定基準において、発注元を問わない旨の条件が示されている場合はこの限りではない。	5件以上の実績がある	1.0
		<u>3件又は4件の実績がある</u>	0.7
		<u>1件又は2件の実績がある</u>	0.4
		上記以外の場合	0.0
コ 配置予定管理技術者等の業務成績評定 岩手県発注業務のうち成績評定を実施している同種業務で、配置予定管理技術者等が管理技術者等又は担当技術者として従事した業	90点以上	1.0	
	85点以上90点未満	0.7	
	80点以上85点未満	0.4	

改		正		前	
	務の委託業務成績評定点の最高点で評価する。 ○年4月1日以降に完了し、申請期限の日までに引き渡し完了した業務を対象とする。(注:「○年4月1日」は、当該入札公告を行った日の属する年度の前年度から起算して10年前の年度の4月1日) なお、対象の評定点が無い場合は、評価点を0点とする。	上記以外の場合	0.0		
地域精通度 (1.0点)	サ 配置予定管理技術者等の業務委託箇所における業務実績 元請として、国、岩手県、岩手県内市町村、岩手県土地改良事業団体連合会、岩手県土地開発公社、特殊法人等又は公益財団法人が発注(*)した同種業務のうち、配置予定管理技術者等が管理技術者等又は担当技術者として従事した実績を評価する。 ○年4月1日以降に完了し、申請期限の日までに引き渡し完了した業務を対象とする。(注:「○年4月1日」は、当該入札公告を行った日の属する年度の前年度から起算して5年前の年度の4月1日) (*)簡易総合評価点算定基準において、発注元を問わない旨の条件が示されている場合はこの限りではない。	業務委託箇所の広域振興局管内で実績がある	1.0	県内で実績がある	0.5
		上記以外の場合	0.0		
技術力の研鑽 (0.2点)	シ 配置予定管理技術者等の継続教育の実施 配置予定管理技術者等の継続教育(CPD)の取得状況を評価する。 平成(令和)○年4月1日から平成(令和)○年3月31日までに取得した単位数を対象とする。(注:対象期間は、当該入札公告を行った日の属する年度の前年度1年間又は前々年度1年間とする)	各団体の推奨単位以上を取得している	0.2	各団体の推奨単位の1/2以上を取得している。	0.1
		上記以外の場合	0.0		
専任性 (1.2点)	ス 配置予定管理技術者等の専任性 申請期限の日現在における配置予定管理技術者等が従事している業務件数を評価する。 評価対象となる業務は、配置予定管理技術者等が従事している当初契約額が500万円(税込)以上のすべての業務とし、発注機関、従事している業務における役割は問わない。	1件以下	1.2	2件以上4件以下	0.6
		5件以上	0.0		
	評価点計		5.6		

### 3 留意事項

#### 【企業の評価、配置予定管理技術者等の評価共通】

- 岩手県が発注した建設関連業務とは、知事部局発注建設関連業務のほか、医療局、企業局等県の組織が発注したすべての建設関連業務を含むものとする。
- 特殊法人等とは、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第2条第1項で定める法人をいう。
- 公益財団法人とは、公益財団法人岩手県土木技術振興協会、公益財団法人岩手県下水道公社又は公益社団法人岩手県農業公社をいう。
- 同種業務の設定は、入札公告の簡易総合評価点算定基準により確認すること。
- 申請期限の日とは、総合評価技術提案書提出期限の日のことである。
- 設計共同体として入札に参加する者の評価は、代表者以外の構成員の実績についても評価するものとする。
- 配置予定管理技術者等は、簡易総合評価落札方式条件付一般競争入札公告(試行)(以下「入札公告」という。)入札公告に掲げる業務に配置する技術者とする。
- 配置予定管理技術者等の業務実績、業務成績評定点として申請できるのは、その者が業務の着手から完了まで全期間従事した業務委託に限る。
- 申請者が配置予定管理技術者等を1人に特定できない場合は、複数の技術者を配置予定管理技術者等として申請することができる。この場合、配置予定管理技術者等に係る申請者の評価点は、評価項目ク、ケ、コ、サ、シ、スの評価点の合計が最も低い技術者をもって算定するものとし、申請者は、落札候補者となり技術提案評価項目Aの確認書類の提出を求められた際は、申請した全ての配置予定管理技術者等に係る確認書類を提出するものとする。
- 企業の評価及び配置予定管理技術者等の評価地域精通度において規定する広域振興局管内とは、広域振興局の本局が所管する区域をいうものとし、以下の表のとおりとする。

広域振興局	所管区域(市町村)
盛岡広域振興局	盛岡市 八幡平市 滝沢市 雫石町 葛巻町 岩手町 紫波町 矢巾町
県南広域振興局	奥州市 花巻市 遠野市 北上市 一関市 金ヶ崎町 西和賀町 平泉町
沿岸広域振興局	釜石市 宮古市 大船渡市 陸前高田市 大槌町 山田町 岩泉町 田野畑村 住田町
県北広域振興局	久慈市 二戸市 普代村 洋野町 野田村 軽米町 九戸村 一戸町

- 申請内容に根拠がない又は錯誤等があった場合等について、申請内容に根拠がない場合等は、最低点により再評価(0点)とする。また、過小評価については自己評価点で評価(点数変更なし)し、過大評価について

改		正		後	
	務の委託業務成績評定点の最高点で評価する。 ○年4月1日以降に完了し、申請期限の日までに引き渡し完了した業務を対象とする。(注:「○年4月1日」は、当該入札公告を行った日の属する年度の前年度から起算して10年前の年度の4月1日) なお、対象の評定点が無い場合は、評価点を0点とする。	上記以外の場合	0.0		
地域精通度 (1.0点)	サ 配置予定管理技術者等の業務委託箇所における業務実績 元請として、国、岩手県、岩手県内市町村、岩手県土地改良事業団体連合会、岩手県土地開発公社、特殊法人等又は公益財団法人が発注(*)した同種業務のうち、配置予定管理技術者等が管理技術者等又は担当技術者として従事した実績を評価する。 ○年4月1日以降に完了し、申請期限の日までに引き渡し完了した業務を対象とする。(注:「○年4月1日」は、当該入札公告を行った日の属する年度の前年度から起算して5年前の年度の4月1日) (*)簡易総合評価点算定基準において、発注元を問わない旨の条件が示されている場合はこの限りではない。	業務委託箇所の広域振興局管内で実績がある	1.0	県内で実績がある	0.5
		上記以外の場合	0.0		
技術力の研鑽 (0.2点)	シ 配置予定管理技術者等の継続教育の実施 配置予定管理技術者等の継続教育(CPD)の取得状況を評価する。 平成(令和)○年4月1日から平成(令和)○年3月31日までに取得した単位数を対象とする。(注:対象期間は、当該入札公告を行った日の属する年度の前年度1年間又は前々年度1年間とする)	各団体の推奨単位以上を取得している	0.2	各団体の推奨単位の1/2以上を取得している。	0.1
		上記以外の場合	0.0		
専任性 (1.2点)	ス 配置予定管理技術者等の専任性 申請期限の日現在における配置予定管理技術者等が従事している業務件数を評価する。 評価対象となる業務は、配置予定管理技術者等が従事している当初契約額が500万円(税込)以上のすべての建設関連業務とし、発注機関、従事している業務における役割は問わない。	1件以下	1.2	2件以上4件以下	0.6
		5件以上	0.0		
	評価点計		5.6		

### 3 留意事項

#### 【企業の評価、配置予定管理技術者等の評価共通】

- 岩手県が発注した建設関連業務とは、知事部局発注建設関連業務のほか、医療局、企業局等県の組織が発注したすべての建設関連業務を含むものとする。
- 特殊法人等とは、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第2条第1項で定める法人をいう。
- 公益財団法人とは、公益財団法人岩手県土木技術振興協会、公益財団法人岩手県下水道公社又は公益社団法人岩手県農業公社をいう。
- 同種業務の設定は、入札公告の簡易総合評価点算定基準により確認すること。
- 申請期限の日とは、総合評価技術提案書提出期限の日のことである。
- 設計共同体として入札に参加する者の評価は、代表者以外の構成員の実績についても評価するものとする。
- 配置予定管理技術者等は、簡易総合評価落札方式条件付一般競争入札公告(試行)(以下「入札公告」という。)入札公告に掲げる業務に配置する技術者とする。
- 配置予定管理技術者等の業務実績、業務成績評定点として申請できるのは、その者が業務の着手から完了まで全期間従事した業務委託に限る。
- 申請者が配置予定管理技術者等を1人に特定できない場合は、複数の技術者を配置予定管理技術者等として申請することができる。この場合、配置予定管理技術者等に係る申請者の評価点は、評価項目ク、ケ、コ、サ、シ、スの評価点の合計が最も低い技術者をもって算定するものとし、申請者は、落札候補者となり技術提案評価項目Aの確認書類の提出を求められた際は、申請した全ての配置予定管理技術者等に係る確認書類を提出するものとする。
- 企業の評価及び配置予定管理技術者等の評価地域精通度において規定する広域振興局管内とは、広域振興局の本局が所管する区域をいうものとし、以下の表のとおりとする。

広域振興局	所管区域(市町村)
盛岡広域振興局	盛岡市 八幡平市 滝沢市 雫石町 葛巻町 岩手町 紫波町 矢巾町
県南広域振興局	奥州市 花巻市 遠野市 北上市 一関市 金ヶ崎町 西和賀町 平泉町
沿岸広域振興局	釜石市 宮古市 大船渡市 陸前高田市 大槌町 山田町 岩泉町 田野畑村 住田町
県北広域振興局	久慈市 二戸市 普代村 洋野町 野田村 軽米町 九戸村 一戸町

- 申請内容に根拠がない又は錯誤等があった場合等について、申請内容に根拠がない場合等は、最低点により再評価(0点)とする。また、過小評価については自己評価点で評価(点数変更なし)し、過大評価について

改 正 前	改 正 後
<p>は最低点により再評価（0点）とする。なお、評価項目ごとの取扱いは、別紙3のとおりとする。</p> <p>⑫ 複合業務における配置予定管理技術者等の評価点については、簡易総合評価点算定基準における同種業務（主たる業務）に係る（従事する）配置予定管理技術者等の評価点をもって算定する。 入札参加資格の要件として、複数の管理技術者等の配置を求めている場合においても、同種業務（主たる業務）に係る（従事する）配置予定管理技術者等の技術提案A項目申請書のみを提出するものとする。 なお、同種業務（主たる業務）に係る（従事する）配置予定管理技術者を1人に特定できない場合は、上記⑨によること。</p>	<p>は最低点により再評価（0点）とする。なお、評価項目ごとの取扱いは、別紙3のとおりとする。</p> <p>⑫ 複合業務における配置予定管理技術者等の評価点については、簡易総合評価点算定基準における同種業務（主たる業務）に係る（従事する）配置予定管理技術者等の評価点をもって算定する。 入札参加資格の要件として、複数の管理技術者等の配置を求めている場合においても、同種業務（主たる業務）に係る（従事する）配置予定管理技術者等の技術提案A項目申請書のみを提出するものとする。 なお、同種業務（主たる業務）に係る（従事する）配置予定管理技術者を1人に特定できない場合は、上記⑨によること。</p>
<p>【企業の評価】 [ア 業務実績]</p>	<p>【企業の評価】 [ア 業務実績]</p>
<p>① 業務実績の証明は、テクリス等の写しにより行うものとする。 ② テクリス等に登録されていないなどテクリス等による証明が困難な場合には、契約書の写し（業務名、履行期間、最終委託額、発注者及び受注者印、業務実績が確認できる部分）を提出すること。 ③ テクリス 等または契約書の写しにより業務内容等を証明できない場合には、業務内容が確認できる資料（客観性を持って必要条件を確認できる）の写しを提出すること。 ④ 設計共同体の構成員として実施した業務については、出資比率の割合に関係なく評価の対象とする。</p>	<p>① 業務実績の証明は、テクリス等の写しにより行うものとする。 ② テクリス等に登録されていないなどテクリス等による証明が困難な場合には、契約書の写し（業務名、履行期間、最終委託額、発注者及び受注者印、業務実績が確認できる部分）を提出すること。 ③ テクリス等または契約書の写しにより業務内容等を証明できない場合には、業務内容が確認できる資料（客観性を持って必要条件を確認できる）の写しを提出すること。 ④ 設計共同体の構成員として実施した業務については、出資比率の割合に関係なく評価の対象とする。</p>
<p>[イ 業務成績評定]</p>	<p>[イ 業務成績評定]</p>
<p>① 対象は、岩手県が発注した業務委託のみとする。ただし、複数業種を同一契約で実施した複合業務については、主たる<b>業種</b>として評定点の通知があった業種のみ評価対象とする。</p> <p>② 設計共同体の構成員として実施した業務については、出資比率の割合に関係なく評価の対象とする。 ③ 業務成績評定点の証明は、委託業務成績評定通知書等により行うものとする。 ④ 業務成績評定点の満点が 100 点でない場合は、以下の換算式により換算した評定点 X により評価を行う。評定点 X は、換算式により算出した結果を小数第 1 位で切り捨てたものとする。</p> $\text{換算評定点 X} = \frac{\text{実績として申請する業務の評価点} \times 100}{\text{実績として申請する業務の評価点の満点}}$ <p>⑤ 同種業務の証明は、テクリス等の写しにより行うものとする。 ⑥ テクリス等に登録されていないなどテクリス等による証明が困難な場合には、契約書の写し（業務名、履行期間、最終委託額、発注者及び発注者印、業務内容が確認できる部分）を提出すること。 ⑦ テクリス 等または契約書の写しにより業務内容等を証明できない場合には、業務内容が確認できる資料（客観性を持って必要条件を確認できる）の写しを提出すること。</p>	<p>① 対象は、岩手県が発注した業務委託のみとする。ただし、複数業種を同一契約で実施した複合業務については、主たる<b>業務</b>として評定点の通知があった業種のみ評価対象とする。<u>なお、ここでの業種とは本県における建設関連業務の5業種（測量、建築関係コンサルタント、土木関係コンサルタント、地質調査、補償関係コンサルタント）をいう。</u></p> <p>② 設計共同体の構成員として実施した業務については、出資比率の割合に関係なく評価の対象とする。 ③ 業務成績評定点の証明は、委託業務成績評定通知書等により行うものとする。 ④ 業務成績評定点の満点が 100 点でない場合は、以下の換算式により換算した評定点 X により評価を行う。評定点 X は、換算式により算出した結果を小数第 1 位で切り捨てたものとする。</p> $\text{換算評定点 X} = \frac{\text{実績として申請する業務の評価点} \times 100}{\text{実績として申請する業務の評価点の満点}}$ <p>⑤ 同種業務の証明は、テクリス等の写しにより行うものとする。 ⑥ テクリス等に登録されていないなどテクリス等による証明が困難な場合には、契約書の写し（業務名、履行期間、最終委託額、発注者及び発注者印、業務内容が確認できる部分）を提出すること。 ⑦ テクリス 等または契約書の写しにより業務内容等を証明できない場合には、業務内容が確認できる資料（客観性を持って必要条件を確認できる）の写しを提出すること。</p>
<p>[ウ 経営品質等]</p> <p>① ISO の認証は、登録証の写しにより証明すること。なお、「いわて地球環境にやさしい事業所」認定については、申請内容を県が保有するデータで確認する。 ② 「えるぼし・プラチナえるぼし」、「くるみん・プラチナくるみん」及び「いわて女性活躍認定企業等」の認定又は「いわて子育てにやさしい企業等」の認証は、厚生労働省又は岩手県ホームページに掲載されている最新版の実績で確認する。 ③ 厚生労働省又は岩手県ホームページで実績を確認できない場合には、認定を証明する資料（認定証等）で確認する。</p>	<p>[ウ 経営品質等]</p> <p>① ISO の認証は、登録証の写しにより証明すること。なお、「いわて地球環境にやさしい事業所」認定については、申請内容を県が保有するデータで確認する。 ② 「えるぼし・プラチナえるぼし」、「くるみん・プラチナくるみん」及び「いわて女性活躍認定企業等」の認定又は「いわて子育てにやさしい企業等」の認証は、厚生労働省又は岩手県ホームページに掲載されている最新版の実績で確認する。 ③ 厚生労働省又は岩手県ホームページで実績を確認できない場合には、認定を証明する資料（認定証等）で確認する。</p>
<p>[エ 若手技術者又は女性技術者の配置の有無]</p>	<p>[エ 若手技術者又は女性技術者の配置の有無]</p>
<p>① 「若手」とは、申請期限の日現在において、満 40 歳をむかえていない者とし、満 40 歳の誕生日が申請期限の日の 2 日後以降の者とする（年齢計算ニ関スル法律に基づく）。 なお、女性技術者の場合は、年齢を問わない。 ② <u>年齢（生年月日）及び性別を確認できる資料（健康保険証等の写し）を提出すること。</u></p>	<p>① 「若手」とは、申請期限の日現在において、満 40 歳をむかえていない者とし、満 40 歳の誕生日が申請期限の日の 2 日後以降の者とする（年齢計算ニ関スル法律に基づく）。 なお、女性技術者の場合は、年齢を問わない。 ② <u>若手技術者については年齢（生年月日）を確認できる資料（健康保険証の写し等）を提出すること。</u> ③ <u>女性技術者については性別を確認できる資料（健康保険証の写し等）を提出すること。</u></p>
<p>[オ 地域内拠点の有無]</p>	<p>[オ 地域内拠点の有無]</p>
<p>① 設計共同体については、構成員の本店の所在地が該当する場合も評価の対象とする。</p>	<p>① 設計共同体については、構成員の本店の所在地が該当する場合も評価の対象とする。</p>
<p>[カ 業務委託箇所における業務実績]</p>	<p>[カ 業務委託箇所における業務実績]</p>

改 正 前	改 正 後
<p>① 業務実績の証明は、テクリス等の写しにより行うものとする。</p> <p>② テクリス等に登録されていないなどテクリス等による証明が困難な場合には、契約書の写し（業務名、履行期間、最終委託額、発注者及び受注者印、業務実績が確認できる部分）を提出すること。</p> <p>③ テクリス等または契約書の写しにより業務内容等を証明できない場合には、業務内容が確認できる資料（客観性を持って必要条件を確認できる）の写しを提出すること。</p> <p>④ 設計共同体の構成員として実施した業務については、出資比率の割合に関係なく対象とする。</p> <p>[キ 災害協定に基づく災害活動の実績]</p> <p>① 災害協定は、岩手県、岩手県土地改良事業団体連合会又は（公財）岩手県土木技術振興協会と業界団体との2者で締結したものを評価対象とし、3者で締結したものは評価しない。</p> <p>② 災害協定の有無の証明は、申請期限の日現在有効な協定書及び協定に参加していることが分かる資料の写しによって行うものとする。</p> <p>③ 災害協定に基づく災害活動の実績の証明は、岩手県、岩手県土地改良事業団体連合会又は（公財）岩手県土木技術振興協会との契約書の写しによって行うものとする。契約書の写しにより実績を証明できない場合には、実績が確認できる資料（客観性を持って必要条件を確認できる）の写しを提出すること。</p> <p>④ 設計共同体の構成員として実施した業務については、出資比率の割合に関係なく対象とする。</p> <p>【配置予定管理技術者等の評価】</p> <p>[ク 配置予定管理技術者等の資格]</p> <p>① 資格保有の評価は、同種業務（主たる業務）に係る（従事する）配置予定管理技術者等の保有する資格のうち、同種業務（主たる業務）に係る評価項目の評価基準により評価する。</p> <p>② 資格の取得状況を証明する資料の写しを提出すること。</p> <p>③ 技術士総合技術監理部門の該当選択科目、技術士の該当技術部門、RCCM の該当技術部門は、入札公告に掲げる業務に配置する管理技術者等で示した科目又は部門とする。</p> <p>[ケ 配置予定管理技術者等の業務実績]</p> <p>① 業務実績の証明は、テクリス等の写しにより行うものとする。</p> <p>② テクリス等に登録されていないなどテクリス等による証明が困難な場合には、契約書の写し（業務名、履行期間、最終委託額、発注者及び受注者印、業務実績が確認できる部分）及び当該業務の管理技術者等又は担当技術者であることを証明する資料の写し（従事期間の確認ができるもの）を提出すること。</p> <p>③ テクリス等または契約書の写しにより業務内容等を証明できない場合には、業務内容が確認できる資料（客観性を持って必要条件を確認できる）の写しを提出すること。</p> <p>④ 設計共同体の構成員として実施した業務については、出資比率の割合に関係なく対象とする。</p> <p>[コ 配置予定管理技術者等の業務成績評定点]</p> <p>① 対象は、岩手県が発注した業務委託のみとする。ただし、複数業種を同一契約で実施した複合業務については、主たる業務として評定点の通知があった業種のみ評価対象とする。</p> <p>② 設計共同体の構成員として実施した業務については、出資比率の割合に関係なく対象とする。</p> <p>③ 業務成績評定点の証明は、委託業務成績評定通知書等により行うものとする。</p> <p>④ 業務成績評定点の満点が 100 点でない場合は、以下の換算式により換算した評定点 X により評価を行う。評定点 X は、換算式により算出した結果を小数第 1 位で切り捨てたものとする。</p> $\text{換算評定点 X} = \frac{\text{実績として申請する業務の評価点} \times 100}{\text{実績として申請する業務の評価点の満点}}$ <p>⑤ 同種業務の証明は、テクリス等の写しにより行うものとする。</p> <p>⑥ テクリス等に登録されていないなどテクリス等による証明が困難な場合には、契約書の写し（業務名、履行期間、最終委託額、発注者及び発注者印、業務内容が確認できる部分）を提出すること。</p> <p>⑦ テクリス等 <u>または</u> 契約書の写しにより業務内容等を証明できない場合には、業務内容が確認できる資料（客観性を持って必要条件を確認できる）の写しを提出すること。</p> <p>[サ 配置予定管理技術者等の業務委託箇所における業務実績]</p> <p>① 業務実績の証明は、テクリス等の写しにより行うものとする。</p>	<p>① 業務実績の証明は、テクリス等の写しにより行うものとする。</p> <p>② テクリス等に登録されていないなどテクリス等による証明が困難な場合には、契約書の写し（業務名、履行期間、最終委託額、発注者及び受注者印、業務実績が確認できる部分）を提出すること。</p> <p>③ テクリス等または契約書の写しにより業務内容等を証明できない場合には、業務内容が確認できる資料（客観性を持って必要条件を確認できる）の写しを提出すること。</p> <p>④ 設計共同体の構成員として実施した業務については、出資比率の割合に関係なく対象とする。</p> <p>[キ 災害協定に基づく災害活動の実績]</p> <p>① 災害協定は、岩手県、岩手県土地改良事業団体連合会又は（公財）岩手県土木技術振興協会と業界団体との2者で締結したものを評価対象とし、3者で締結したものは評価しない。</p> <p>② 災害協定の有無の証明は、申請期限の日現在有効な協定書及び協定に参加していることが分かる資料の写しによって行うものとする。</p> <p>③ 災害協定に基づく災害活動の実績の証明は、岩手県、岩手県土地改良事業団体連合会又は（公財）岩手県土木技術振興協会との契約書の写しによって行うものとする。契約書の写しにより実績を証明できない場合には、実績が確認できる資料（客観性を持って必要条件を確認できる）の写しを提出すること。</p> <p>④ 設計共同体の構成員として実施した業務については、出資比率の割合に関係なく対象とする。</p> <p>【配置予定管理技術者等の評価】</p> <p>[ク 配置予定管理技術者等の資格]</p> <p>① 資格保有の評価は、同種業務（主たる業務）に係る（従事する）配置予定管理技術者等の保有する資格のうち、同種業務（主たる業務）に係る評価項目の評価基準により評価する。</p> <p>② 資格の取得状況を証明する資料の写しを提出すること。</p> <p>③ 技術士総合技術監理部門の該当選択科目、技術士の該当技術部門、RCCM の該当技術部門は、入札公告に掲げる業務に配置する管理技術者等で示した科目又は部門とする。</p> <p>[ケ 配置予定管理技術者等の業務実績]</p> <p>① 業務実績の証明は、テクリス等の写しにより行うものとする。</p> <p>② テクリス等に登録されていないなどテクリス等による証明が困難な場合には、契約書の写し（業務名、履行期間、最終委託額、発注者及び受注者印、業務実績が確認できる部分）及び当該業務の管理技術者等又は担当技術者であることを証明する資料の写し（従事期間の確認ができるもの）を提出すること。</p> <p>③ テクリス等または契約書の写しにより業務内容等を証明できない場合には、業務内容が確認できる資料（客観性を持って必要条件を確認できる）の写しを提出すること。</p> <p>④ 設計共同体の構成員として実施した業務については、出資比率の割合に関係なく対象とする。</p> <p>[コ 配置予定管理技術者等の業務成績評定点]</p> <p>① 対象は、岩手県が発注した業務委託のみとする。ただし、複数業種を同一契約で実施した複合業務については、主たる業務として評定点の通知があった業種のみ評価対象とする。<u>なお、ここでの業種とは本県における建設関連業務の5業種（測量、建築関係コンサルタント、土木関係コンサルタント、地質調査、補償関係コンサルタント）をいう。</u></p> <p>② 設計共同体の構成員として実施した業務については、出資比率の割合に関係なく対象とする。</p> <p>③ 業務成績評定点の証明は、委託業務成績評定通知書等により行うものとする。</p> <p>④ 業務成績評定点の満点が 100 点でない場合は、以下の換算式により換算した評定点 X により評価を行う。評定点 X は、換算式により算出した結果を小数第 1 位で切り捨てたものとする。</p> $\text{換算評定点 X} = \frac{\text{実績として申請する業務の評価点} \times 100}{\text{実績として申請する業務の評価点の満点}}$ <p>⑤ 同種業務の証明は、テクリス等の写しにより行うものとする。</p> <p>⑥ テクリス等に登録されていないなどテクリス等による証明が困難な場合には、契約書の写し（業務名、履行期間、最終委託額、発注者及び発注者印、業務内容が確認できる部分）を提出すること。</p> <p>⑦ テクリス等 <u>又は</u> 契約書の写しにより業務内容等を証明できない場合には、業務内容が確認できる資料（客観性を持って必要条件を確認できる）の写しを提出すること。</p> <p>[サ 配置予定管理技術者等の業務委託箇所における業務実績]</p> <p>① 業務実績の証明は、テクリス等の写しにより行うものとする。</p>

改 正 前			
② テクリス等に登録されていないなどテクリス等による証明が困難な場合には、契約書の写し（業務名、履行期間、最終委託額、発注者及び受注者印、業務実績が確認できる部分）を提出すること。			
③ テクリス等 <b>または</b> 契約書の写しにより業務内容等を証明できない場合には、業務内容が確認できる資料（客観性を持って必要条件を確認できる）の写しを提出すること。			
④ 設計共同体の構成員として実施した業務については、出資比率の割合に関係なく対象とする。			
[シ 配置予定管理技術者等の継続教育の実施]			
① 評価対象の CPD は、下表の区分に応じて簡易総合評価点算定基準に記載されたものを対象とし、評価対象とする団体推奨単位数は、「建設系 CPD 協議会」、「建築 CPD 運営会議」、「補償コンサルタント CPD 協議会」又は「測量系 CPD 協議会」に加盟している団体のうち、下表に示す団体が推奨する単位数に相当するいずれか一つとする。			
区 分	継続教育（CPD）団体名	推奨する単位数に相当する数	推奨する単位数の1/2に相当する数
建設系 CPD	(公社) 空気調和・衛生工学会	50 ポイント/年	25 ポイント/年
	(一財) 建設業振興基金	12 単位/年	6 単位/年
	(一社) 建設コンサルタンツ協会	50 単位/年	25 単位/年
	(公社) 地盤工学会	50 単位/年	25 単位/年
	(公社) 森林・自然環境技術教育研究センター	20CPD 時間/年	10CPD 時間/年
	(一社) 全国上下水道コンサルタント協会	50 単位/年	25 単位/年
	(一社) 全国測量設計業協会連合会	20 ポイント/年	10 ポイント/年
	(一社) 全国土木施工管理技士会連合会	20 ユニット/年	10 ユニット/年
	土質・地質技術者生涯学習協議会	50CPD 単位/年	25CPD 単位/年
	(公社) 土木学会	50 単位/年	25 単位/年
	(一社) 日本環境アセスメント協会	50 単位/年	25 単位/年
	(公社) 日本技術士会	50CPD 時間/年	25CPD 時間/年
	(公社) 日本建築士連合会	12 単位/年	6 単位/年
	(公社) 日本造園学会	50 単位/年	25 単位/年
(公社) 日本都市計画学会	50 単位/年	25 単位/年	
(公社) 農業農村工学会	50CPD/年	25CPD/年	
建築 CPD	建築 CPD 運営会議	12 認定時間/年	6 認定時間/年
補償コンサルタント CPD	補償コンサルタント CPD 協議会	30 ポイント/年	15 ポイント/年
測量系 CPD	測量系 CPD 協議会	20 ポイント/年	10 ポイント/年
② 取得単位数の証明は、各団体が発行する証明書の写しにより行うものとする。証明の基準日は前年度末日の3月31日又は前々年度末日の3月31日とする。			
[ス 配置予定管理技術者等の専任性]			
① 評価対象となる業務は、管理技術者が従事している当初契約額 500 万円（税込）以上のすべての業務とし、発注機関、受注形態、従事している業務における役割は問わない。			
② テクリス等の業務従事実績情報により、申請期限の日現在において配置予定管理技術者等が従事している業務件数を確認し提出すること。			
別紙 2	[略]		
別紙 3	技術提案評価項目 A において申請内容に錯誤等があった場合の取扱い		
1 取扱いの基本			
(1) 申請内容に錯誤があった場合は、過小評価については自己評価点で評価(点数変更なし)、過大評価については最低点による再評価(0点)とし、具体的な判断基準は2のとおりとする。			
(2) 申請内容を証明する資料が提出されない場合は、その項目は最低点による再評価(0点)とする。			
(3) 配置予定管理技術者等の要件について、申請した技術者以外の者を配置しようとする場合は、配置予定技術者の要件に係る項目は最低点による再評価(0点)とする。			

改 正 後			
② テクリス等に登録されていないなどテクリス等による証明が困難な場合には、契約書の写し（業務名、履行期間、最終委託額、発注者及び受注者印、業務実績が確認できる部分）を提出すること。			
③ テクリス等 <b>又は</b> 契約書の写しにより業務内容等を証明できない場合には、業務内容が確認できる資料（客観性を持って必要条件を確認できる）の写しを提出すること。			
④ 設計共同体の構成員として実施した業務については、出資比率の割合に関係なく対象とする。			
[シ 配置予定管理技術者等の継続教育の実施]			
① 評価対象の CPD は、下表の区分に応じて簡易総合評価点算定基準に記載されたものを対象とし、評価対象とする団体推奨単位数は、「建設系 CPD 協議会」、「建築 CPD 運営会議」、「補償コンサルタント CPD 協議会」又は「測量系 CPD 協議会」に加盟している団体のうち、下表に示す団体が推奨する単位数に相当するいずれか一つとする。			
区 分	継続教育（CPD）団体名	推奨する単位数に相当する数	推奨する単位数の1/2に相当する数
建設系 CPD	(公社) 空気調和・衛生工学会	50 ポイント/年	25 ポイント/年
	(一財) 建設業振興基金	12 単位/年	6 単位/年
	(一社) 建設コンサルタンツ協会	50 単位/年	25 単位/年
	(公社) 地盤工学会	50 単位/年	25 単位/年
	(公社) 森林・自然環境技術教育研究センター	20CPD 時間/年	10CPD 時間/年
	(一社) 全国上下水道コンサルタント協会	50 単位/年	25 単位/年
	(一社) 全国測量設計業協会連合会	20 ポイント/年	10 ポイント/年
	(一社) 全国土木施工管理技士会連合会	20 ユニット/年	10 ユニット/年
	土質・地質技術者生涯学習協議会	50CPD 単位/年	25CPD 単位/年
	(公社) 土木学会	50 単位/年	25 単位/年
	(一社) 日本環境アセスメント協会	50 単位/年	25 単位/年
	(公社) 日本技術士会	50CPD 時間/年	25CPD 時間/年
	(公社) 日本建築士連合会	12 単位/年	6 単位/年
	(公社) 日本造園学会	50 単位/年	25 単位/年
(公社) 日本都市計画学会	50 単位/年	25 単位/年	
(公社) 農業農村工学会	50CPD/年	25CPD/年	
建築 CPD	建築 CPD 運営会議	12 認定時間/年	6 認定時間/年
補償コンサルタント CPD	補償コンサルタント CPD 協議会	30 ポイント/年	15 ポイント/年
測量系 CPD	測量系 CPD 協議会	20 ポイント/年	10 ポイント/年
② 取得単位数の証明は、各団体が発行する証明書の写しにより行うものとする。証明の基準日は前年度末日の3月31日又は前々年度末日の3月31日とする。			
[ス 配置予定管理技術者等の専任性]			
① 評価対象となる業務は、管理技術者が従事している当初契約額 500 万円（税込）以上のすべての業務とし、発注機関、受注形態、従事している業務における役割は問わない。			
② テクリス等の業務従事実績情報により、申請期限の日現在において配置予定管理技術者等が従事している業務件数を確認し提出すること。			
③ <b>テクリス等の業務従事実績情報への登録が完了していない場合は、契約書の写し及び業務の従事状況が確認できる書類（業務計画書の写し等）を提出すること。</b>			
別紙 2	[略]		
別紙 3	技術提案評価項目 A において申請内容に錯誤等があった場合の取扱い		
1 取扱いの基本			
(1) 申請内容に錯誤があった場合は、過小評価については自己評価点で評価(点数変更なし)、過大評価については最低点による再評価(0点)とし、具体的な判断基準は2のとおりとする。			
(2) 申請内容を証明する資料が提出されない場合は、その項目は最低点による再評価(0点)とする。			
(3) 配置予定管理技術者等の要件について、申請した技術者以外の者を配置しようとする場合は、配置予定技術者の要件に係る項目は最低点による再評価(0点)とする。			

		改 正 前	
2 具体的な判断基準			
企業 の 評 価	評価項目	申請内容に錯誤があった場合	
		自己評価点(点数変更なし)	最低点再評価(0点)
	業務実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>自己評価点が申請実績より下位の配点の場合</li> <li>申請実績が証明書類で確認した実績と異なるが、配点区分に変更がない場合</li> <li>申請実績が証明書類で確認した実績と異なり、下位の配点区分で申請した場合</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>自己評価点が申請実績より上位の配点の場合</li> <li>申請実績が証明書類で確認した実績と異なり、下位の配点区分に変更となる場合</li> <li>対象期間外の実績を申請した場合</li> <li>対象同種業務以外の実績を申請した場合</li> <li>対象機関以外が発注した業務の実績を申請した場合</li> <li>客観性の乏しい証明書類により証明した場合</li> <li>申請内容を証明できない場合</li> </ul>
	業務成績評定	<ul style="list-style-type: none"> <li>自己評価点が申請実績より下位の配点の場合</li> <li>申請点数が間違っているが、配点区分に変更がない場合</li> <li>申請点数が間違っており、下位の配点区分で申請した場合</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>自己評価点が申請実績より上位の配点の場合</li> <li>申請点数が間違っており、下位の配点区分に変更となる場合</li> <li>対象期間外の実績を申請した場合</li> <li>対象同種業務以外の実績を申請した場合</li> <li>県以外の機関の委託業務成績評定点を申請した場合</li> <li>申請内容を証明できない場合</li> </ul>
	経営品質等の取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>自己評価点が申請より下位の配点の場合</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>自己評価点が申請実績より上位の配点の場合</li> <li>申請実績が証明書類で確認した実績と異なり、下位の配点区分に変更となる場合</li> <li>申請内容を証明できない場合</li> </ul>
	若手技術者又は女性技術者の配置の有無	<ul style="list-style-type: none"> <li>自己評価点が申請より下位の配点の場合</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>自己評価点が申請実績より上位の配点の場合</li> <li>申請点数が間違っており、下位の配点区分に変更となる場合</li> <li>申請内容を証明できない場合</li> </ul>
	地域内拠点の有無	<ul style="list-style-type: none"> <li>自己評価点が申請より下位の配点の場合</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>自己評価点が申請より上位の配点の場合</li> <li>申請内容を証明できない場合</li> </ul>
	業務委託箇所における業務実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>自己評価点が申請実績より下位の配点の場合</li> <li>申請実績が証明書類で確認した実績と異なるが、配点区分に変更がない場合</li> <li>申請実績が証明書類で確認した実績と異なり、下位の配点区分で申請した場合</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>自己評価点が申請実績より上位の配点の場合</li> <li>申請実績が証明書類で確認した実績と異なり、下位の配点区分に変更となる場合</li> <li>対象期間外の実績を申請した場合</li> <li>対象同種業務以外の実績を申請した場合</li> <li>対象機関以外が発注した業務の実績を申請した場合</li> <li>客観性の乏しい証明書類により証明した場合</li> <li>申請内容を証明できない場合</li> </ul>
災害協定に基づく災害活動の実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>自己評価点が申請実績より下位の配点の場合</li> <li>申請実績が証明書類で確認した実績と異なるが、配点区分に変更がない場合</li> <li>申請実績が証明書類で確認した実績と異なり、下位の配点区分で申請した場合</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>自己評価点が申請実績より上位の配点の場合</li> <li>申請実績が証明書類で確認した実績と異なり、下位の配点区分に変更となる場合</li> <li>対象期間外の実績を申請した場合</li> <li>対象協定以外の協定締結又はこれに基づく活動実績を申請した場合</li> <li>申請内容を証明できない場合</li> </ul>	

		改 正 後	
2 具体的な判断基準			
企業 の 評 価	評価項目	申請内容に錯誤があった場合	
		自己評価点(点数変更なし)	最低点再評価(0点)
	<u>ア</u> 業務実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>自己評価点が申請実績より下位の配点の場合</li> <li>申請実績が証明書類で確認した実績と異なるが、配点区分に変更がない場合</li> <li>申請実績が証明書類で確認した実績と異なり、下位の配点区分で申請した場合</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>自己評価点が申請実績より上位の配点の場合</li> <li>申請実績が証明書類で確認した実績と異なり、下位の配点区分に変更となる場合</li> <li>対象期間外の実績を申請した場合</li> <li>対象同種業務以外の実績を申請した場合</li> <li>対象機関以外が発注した業務の実績を申請した場合</li> <li>客観性の乏しい証明書類により証明した場合</li> <li>申請内容を証明できない場合</li> </ul>
	<u>イ</u> 業務成績評定	<ul style="list-style-type: none"> <li>自己評価点が申請実績より下位の配点の場合</li> <li>申請点数が間違っているが、配点区分に変更がない場合</li> <li>申請点数が間違っており、下位の配点区分で申請した場合</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>自己評価点が申請実績より上位の配点の場合</li> <li>申請点数が間違っており、下位の配点区分に変更となる場合</li> <li>対象期間外の実績を申請した場合</li> <li>対象同種業務以外の実績を申請した場合</li> <li>県以外の機関の委託業務成績評定点を申請した場合</li> <li>申請内容を証明できない場合</li> </ul>
	<u>ウ</u> 経営品質等の取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>自己評価点が申請より下位の配点の場合</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>自己評価点が申請実績より上位の配点の場合</li> <li>申請実績が証明書類で確認した実績と異なり、下位の配点区分に変更となる場合</li> <li>申請内容を証明できない場合</li> </ul>
	<u>エ</u> 若手技術者又は女性技術者の配置の有無	<ul style="list-style-type: none"> <li>自己評価点が申請より下位の配点の場合</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>自己評価点が申請実績より上位の配点の場合</li> <li>申請点数が間違っており、下位の配点区分に変更となる場合</li> <li>申請内容を証明できない場合</li> </ul>
	<u>オ</u> 地域内拠点の有無	<ul style="list-style-type: none"> <li>自己評価点が申請より下位の配点の場合</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>自己評価点が申請より上位の配点の場合</li> <li>申請内容を証明できない場合</li> </ul>
	<u>カ</u> 業務委託箇所における業務実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>自己評価点が申請実績より下位の配点の場合</li> <li>申請実績が証明書類で確認した実績と異なるが、配点区分に変更がない場合</li> <li>申請実績が証明書類で確認した実績と異なり、下位の配点区分で申請した場合</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>自己評価点が申請実績より上位の配点の場合</li> <li>申請実績が証明書類で確認した実績と異なり、下位の配点区分に変更となる場合</li> <li>対象期間外の実績を申請した場合</li> <li>対象同種業務以外の実績を申請した場合</li> <li>対象機関以外が発注した業務の実績を申請した場合</li> <li>客観性の乏しい証明書類により証明した場合</li> <li>申請内容を証明できない場合</li> </ul>
<u>キ</u> 災害協定に基づく災害活動の実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>自己評価点が申請実績より下位の配点の場合</li> <li>申請実績が証明書類で確認した実績と異なるが、配点区分に変更がない場合</li> <li>申請実績が証明書類で確認した実績と異なり、下位の配点区分で申請した場合</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>自己評価点が申請実績より上位の配点の場合</li> <li>申請実績が証明書類で確認した実績と異なり、下位の配点区分に変更となる場合</li> <li>対象期間外の実績を申請した場合</li> <li>対象協定以外の協定締結又はこれに基づく活動実績を申請した場合</li> <li>申請内容を証明できない場合</li> </ul>	

改正前			改正後			
評価項目	申請内容に錯誤があった場合		評価項目	申請内容に錯誤があった場合		
	自己評価点(点数変更なし)	最低点再評価(0点)		自己評価点(点数変更なし)	最低点再評価(0点)	
配置予定管理技術者等の評価	配置予定管理技術者等の資格	<ul style="list-style-type: none"> <li>自己評価点が申請実績より下位の配点の場合</li> <li>申請実績が証明書類で確認した実績と異なるが、配点区分に変更がない場合</li> <li>申請実績が証明書類で確認した実績と異なり、下位の配点区分で申請した場合</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>自己評価点が申請実績より上位の配点の場合</li> <li>配置予定管理技術者等以外の技術者の資格を申請した場合</li> <li>今回の発注業務に応じた資格でない場合</li> <li>申請内容を証明できない場合</li> </ul>	ク 配置予定管理技術者等の資格	<ul style="list-style-type: none"> <li>自己評価点が申請実績より下位の配点の場合</li> <li>申請実績が証明書類で確認した実績と異なるが、配点区分に変更がない場合</li> <li>申請実績が証明書類で確認した実績と異なり、下位の配点区分で申請した場合</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>自己評価点が申請実績より上位の配点の場合</li> <li>配置予定管理技術者等以外の技術者の資格を申請した場合</li> <li>今回の発注業務に応じた資格でない場合</li> <li>申請内容を証明できない場合</li> </ul>
	業務実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>自己評価点が申請実績より下位の配点の場合</li> <li>申請実績が証明書類で確認した実績と異なるが、配点区分に変更がない場合</li> <li>申請実績が証明書類で確認した実績と異なり、下位の配点区分で申請した場合</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>自己評価点が申請実績より上位の配点の場合</li> <li>申請実績が証明書類で確認した実績と異なり、下位の配点区分に変更となる場合</li> <li>対象期間外の実績を申請した場合</li> <li>対象同種業務以外の実績を申請した場合</li> <li>対象機関以外が発注した業務の実績を申請した場合</li> <li>客観性の乏しい証明書類により証明した場合</li> <li>申請内容を証明できない場合</li> </ul>	ケ 業務実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>自己評価点が申請実績より下位の配点の場合</li> <li>申請実績が証明書類で確認した実績と異なるが、配点区分に変更がない場合</li> <li>申請実績が証明書類で確認した実績と異なり、下位の配点区分で申請した場合</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>自己評価点が申請実績より上位の配点の場合</li> <li>申請実績が証明書類で確認した実績と異なり、下位の配点区分に変更となる場合</li> <li>対象期間外の実績を申請した場合</li> <li>対象同種業務以外の実績を申請した場合</li> <li>対象機関以外が発注した業務の実績を申請した場合</li> <li>客観性の乏しい証明書類により証明した場合</li> <li>申請内容を証明できない場合</li> </ul>
	業務成績評定	<ul style="list-style-type: none"> <li>自己評価点が申請実績より下位の配点の場合</li> <li>申請実績が証明書類で確認した実績と異なるが、配点区分に変更がない場合</li> <li>申請実績が証明書類で確認した実績と異なり、下位の配点区分で申請した場合</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>自己評価点が申請実績より上位の配点の場合</li> <li>申請実績が証明書類で確認した実績と異なり、下位の配点区分に変更となる場合</li> <li>対象期間外の実績を申請した場合</li> <li>対象同種業務以外の実績を申請した場合</li> <li>県以外の機関の委託業務成績評定点を申請した場合</li> <li>申請内容を証明できない場合</li> </ul>	コ 業務成績評定	<ul style="list-style-type: none"> <li>自己評価点が申請実績より下位の配点の場合</li> <li>申請実績が証明書類で確認した実績と異なるが、配点区分に変更がない場合</li> <li>申請実績が証明書類で確認した実績と異なり、下位の配点区分で申請した場合</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>自己評価点が申請実績より上位の配点の場合</li> <li>申請実績が証明書類で確認した実績と異なり、下位の配点区分に変更となる場合</li> <li>対象期間外の実績を申請した場合</li> <li>対象同種業務以外の実績を申請した場合</li> <li>県以外の機関の委託業務成績評定点を申請した場合</li> <li>申請内容を証明できない場合</li> </ul>
	業務委託箇所における業務実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>自己評価点が申請実績より下位の配点の場合</li> <li>申請実績が証明書類で確認した実績と異なるが、配点区分に変更がない場合</li> <li>申請実績が証明書類で確認した実績と異なり、下位の配点区分で申請した場合</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>自己評価点が申請実績より上位の配点の場合</li> <li>申請実績が証明書類で確認した実績と異なり、下位の配点区分に変更となる場合</li> <li>対象期間外の実績を申請した場合</li> <li>対象同種業務以外の実績を申請した場合</li> <li>対象機関以外が発注した業務の実績を申請した場合</li> <li>客観性の乏しい証明書類により証明した場合</li> <li>申請内容を証明できない場合</li> </ul>	カ 業務委託箇所における業務実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>自己評価点が申請実績より下位の配点の場合</li> <li>申請実績が証明書類で確認した実績と異なるが、配点区分に変更がない場合</li> <li>申請実績が証明書類で確認した実績と異なり、下位の配点区分で申請した場合</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>自己評価点が申請実績より上位の配点の場合</li> <li>申請実績が証明書類で確認した実績と異なり、下位の配点区分に変更となる場合</li> <li>対象期間外の実績を申請した場合</li> <li>対象同種業務以外の実績を申請した場合</li> <li>対象機関以外が発注した業務の実績を申請した場合</li> <li>客観性の乏しい証明書類により証明した場合</li> <li>申請内容を証明できない場合</li> </ul>
	継続教育の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>自己評価点が申請実績より下位の配点の場合</li> <li>申請実績が証明書類で確認した実績と異なるが、配点区分に変更がない場合</li> <li>申請実績が証明書類で確認した実績と異なり、下位の配点区分で申請した場合</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>自己評価点が申請実績より上位の配点の場合</li> <li>申請実績が証明書類で確認した実績と異なり、下位の配点区分に変更となる場合</li> <li>対象期間外の実績を申請した場合</li> <li>対象団体以外による証明書類により証明した場合</li> <li>申請内容を証明できない場合</li> </ul>	キ 継続教育の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>自己評価点が申請実績より下位の配点の場合</li> <li>申請実績が証明書類で確認した実績と異なるが、配点区分に変更がない場合</li> <li>申請実績が証明書類で確認した実績と異なり、下位の配点区分で申請した場合</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>自己評価点が申請実績より上位の配点の場合</li> <li>申請実績が証明書類で確認した実績と異なり、下位の配点区分に変更となる場合</li> <li>対象期間外の実績を申請した場合</li> <li>対象団体以外による証明書類により証明した場合</li> <li>申請内容を証明できない場合</li> </ul>
	管理技術者等の専任性	<ul style="list-style-type: none"> <li>自己評価点が申請実績より下位の配点の場合</li> <li>申請実績が証明書類で確認した実績と異なるが、配点区分に変更がない場合</li> <li>申請実績が証明書類で確認した実績と異なり、下位の配点区分で申請した場合</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>自己評価点が申請実績より上位の配点の場合</li> <li>申請実績が証明書類で確認した実績と異なり、下位の配点区分に変更となる場合</li> <li>申請内容を証明できない場合</li> </ul>	ク 管理技術者等の専任性	<ul style="list-style-type: none"> <li>自己評価点が申請実績より下位の配点の場合</li> <li>申請実績が証明書類で確認した実績と異なるが、配点区分に変更がない場合</li> <li>申請実績が証明書類で確認した実績と異なり、下位の配点区分で申請した場合</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>自己評価点が申請実績より上位の配点の場合</li> <li>申請実績が証明書類で確認した実績と異なり、下位の配点区分に変更となる場合</li> <li>申請内容を証明できない場合</li> </ul>
備考	改正部分は、下線の部分である					

附 則 (令和5年2月27日付け建技第771号)

- この評価基準(試行)は、令和5年4月1日から施行する。
- この評価基準(試行)の施行前に行われた公告に係る入札については、なお従前の例による。

県土整備部各室課における建設関連業務の簡易総合評価落札方式条件付一般競争入札に係る失格基準価格制度に関する事務処理試行要領の一部改正に係る新旧対照表

改 正 前	改 正 後
<p>県土整備部各室課における建設関連業務の簡易総合評価落札方式条件付一般競争入札に係る失格基準価格制度に関する事務処理試行要領</p> <p style="text-align: center;">〔平成 24 年 9 月 25 日 建 技 第 378 号〕</p> <p>[沿革] 平成 24 年 9 月 25 日付け建技第 378 号制定</p> <p>第 1・2 [略] (制度適用価格の設定)</p> <p>第 3 制度適用価格は、予定価格に 100 分の 85 を乗じて得た額（1 円未満切り捨て）とする。 2 予定価格調書には、制度適用価格を記載し、さらに、当該制度適用価格に 100 分の <u>108</u> を乗じた金額を「制度適用価格（税込）〇〇円」として記載する。 (失格基準価格の設定)</p> <p>第 4 入札執行者は、開札の結果、予定価格以下の価格で入札した者（以下「<u>算定対象者</u>」という。）がある場合は、<u>次の各号のうちいずれか低い価格を失格基準価格として設定する。</u></p> <p><u>(1) 算定対象者の入札額の合計額に 100 分の 95 を乗じた額（少数点第 6 位以下切り捨て）を算定対象者の数で除して得た価格（1 円未満切り捨て）。</u></p> <p><u>(2) 制度適用価格</u></p> <p>2 前項第 1 号の規定により算定対象者の入札額の合計を計算するときは、制度適用価格未満の入札額について制度適用価格の額と同額として計算する。 (入札参加者への周知)</p> <p>第 5・6 [略]</p>	<p>県土整備部各室課における建設関連業務の簡易総合評価落札方式条件付一般競争入札に係る失格基準価格制度に関する事務処理試行要領</p> <p style="text-align: center;">〔平成 24 年 9 月 25 日 建 技 第 378 号〕</p> <p>[沿革] 平成 24 年 9 月 25 日付け建技第 378 号制定、<u>令和 5 年 2 月 27 日建技第 771 号一部改正</u></p> <p>第 1・2 [略] (制度適用価格の設定)</p> <p>第 3 制度適用価格は、予定価格に 100 分の 85 を乗じて得た額（1 円未満切り捨て）とする。 2 予定価格調書には、制度適用価格を記載し、さらに、当該制度適用価格に 100 分の <u>110</u> を乗じた金額を「制度適用価格（税込）〇〇円」として記載する。 (失格基準価格の設定)</p> <p>第 4 入札執行者は、開札の結果、予定価格以下の価格で入札した者がある場合は、<u>次のとおり失格基準価格を設定するものとする。ただし、第 1 号及び第 2 号において算定した金額が制度適用価格を上回った場合は、制度適用価格を失格基準価格として設定する。</u></p> <p><u>(1) 入札者（予定価格を超過して入札した者を除く。以下第 4 において同じ。）が 5 者以上の場合は、入札価格の低い順に入札者の 8 割（小数点以下切上げ）の者を失格基準価格の算定対象者とし、その合計額に 10 分の 9.5 を乗じ、算定対象者数で除して得た額（1 円未満切り捨て）</u></p> <p><u>(2) 入札者が 4 者又は 3 者の場合は、入札価格の低い順に入札者の 8 割（小数点以下切捨て）の者を失格基準価格の算定対象者とし、その合計額に 10 分の 9.5 を乗じ、算定対象者数で除して得た額（1 円未満切り捨て）</u></p> <p><u>(3) 入札者が 2 者又は 1 者の場合は、制度適用価格に 10 分の 9.5 を乗じて得た額（1 円未満切り捨て）</u></p> <p>2 前項第 1 号<u>及び第 2 号</u>の規定により算定対象者の入札額の合計を計算するときは、制度適用価格未満の入札額について制度適用価格の額と同額として計算する。 (入札参加者への周知)</p> <p>第 5・6 [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p> <p>附則（令和 5 年 2 月 27 日付け建技第 771 号）</p> <p>1 この評価基準（試行）は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>2 この評価基準（試行）の施行前に行われた公告に係る入札については、なお従前の例による。</p>	